〃	HPC-4	〃	第26387号 平成23年10月12日
〃	HPC-8	〃	第26388号 平成23年10月12日
〃	HPC-10	〃	第26389号 平成23年10月12日
Triticum aestivum L.	ちくごまる	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第26489号 平成23年11月22日
Vanda Jones	SPCDW0901	Heike Suphachadiwong　29／５ Noo 11, Thanon Robb Ang, Bangphra, Chonburi 20210, Thailand	第26376号 平成23年10月７日
Verbena L.	KLEVP08385	Nils Klemm　Hanfacker Gew 9, Muhlhausen, 70378 Stuttgart, Germany	第25841号 平成23年４月25日
Zea mays L.	Mi88	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第26304号 平成23年９月12日
〃	Mi102	〃	第26305号 平成23年９月12日

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８２０号
神奈川県厚木市飯山4232番地
債務者　本橋　裕美
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８２７号
神奈川県秦野市平沢1079番地の２
債務者　山中　秀夫
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８２８号
神奈川県秦野市平沢1079番地の２
債務者　山中　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４８９号
愛知県一宮市大和町戸塚字宮崎西23番地55
戸塚マンションＤ―208号
債務者　鈴木　　忠
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４号
愛知県一宮市泉３丁目10番20号
債務者　篠原　典子（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第８９号
京都府木津川市加茂町里東里49番地14
債務者　髙橋小寿江
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
香川県さぬき市造田野間田27番地５　雇用促進住宅野間田宿舎２号棟306号室
債務者　髙松　洋子（旧姓菊田）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３号
埼玉県狭山市大字南入曽998番地の４
債務者　佐藤せつ子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７２１２号
大阪市城東区成育５丁目23番13―603号
債務者　西村　美保
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４０９号
大阪市住吉区長居東２丁目６番21号　エクセル長居203号
債務者　島村　昌光
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４０１号
大阪市東成区大今里南１丁目21番12―308号
債務者　倉橋　純一
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４６９号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―1004号
債務者　光本　龍也
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８６５号
大阪市西淀川区野里１丁目７番40―501号
債務者　吉田　恵一
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部